

■ ■ 寒河江市建築物耐震改修促進計画の改定概要【H28.3.28改定】 ■ ■

1 これまでの経過

- ① 平成19年 1月 山形県建築物耐震改修促進計画策定
- ② 平成20年 12月 寒河江市建築物耐震改修促進計画策定
- ③ 平成25年 11月 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正
- ④ 平成26年 5月 山形県建築物耐震改修促進計画第一次改定
- ⑤ 平成26年 6月 寒河江市地域防災計画全面改定
- ⑥ 平成28年 2月 山形県建築物耐震改修促進計画第二次改定
- ⑦ 平成28年 3月 寒河江市建築物耐震改修促進計画改定

[上位計画である県計画の第一・二次改定内容に合わせて市計画の改定をする]

- ・ 計画期間の見直し（終期を平成27年度から平成32年度に延長）
- ・ 耐震化率の目標値の変更（90%から95%に変更）
- ・ 公共施設の耐震化促進
- ・ 市の災害対策本部の設置場所となる庁舎等の耐震診断義務化を位置付け
- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴う見直し など

①市の防災拠点施設の耐震診断義務化対象への追加

□市の防災拠点施設（避難所や医療施設など）の耐震診断義務化

第一次改定で耐震診断義務化した災害対策本部となる庁舎に加え、その他の市の防災拠点施設を追加（個別に市の意見を踏まえ知事が定める）

耐震診断の義務化により、国土交通省の交付金事業のかさ上げ補助を利用して耐震化を促進する。

②耐震化現状値の更新

□住宅の耐震化率の更新 現状（H15）：70.1% → 改定（H25）：79.6%

※平成25年住宅・土地統計調査結果により算出した。

□公共施設の耐震化率の更新 現状（H19）：42.4% → 改定（H27年末）：83.6%

災害拠点・避難所等の防災活動拠点【新】（H27年末）：100.0%

※平成27年12月末への時点修正及び対象施設の精査を行った。